

---

## 第5章 計画の実現に向けた施策の方針

5 - 1 施策の方針と体系

5 - 2 検討施策の内容



西八幡公園

## 5 - 1 施策の方針と体系

### ( 1 ) 施策の方針

「ガーデンシティ・甲斐」の実現に向けて、計画の基本方針に示す 4 つの柱を軸に、緑地の保全や緑化の推進、公園の整備、緑のまちづくりのしくみの充実などに対応する緑の施策を、幅広い視点で検討し、計画的に推進します。

前章の「緑の計画方針」に示した内容には、現行の緑の施策では対応が難しいものや、市民が主体的な役割を担うもの、市民・企業・行政の幅広い連携を必要とするものなどを含むことから、次のような方針に沿って緑の施策を検討します。

これまで行ってきた緑の施策の継続及び充実に加え、緑の課題・市民の要望などに対応した新たな施策を設定します。

新たな施策では、市民の主体的活動を育む施策や、市民・企業・行政が協働で取り組む施策の充実を図ります。

緑の量の確保だけでなく、質の高い緑の創出につながる施策の充実を図ります。

緑の保全及び緑化の推進に係る法制度の有効活用を図ります。



緑化記念樹の交付



花の苗プレゼント

## ( 2 ) 施策の体系

施策の方針に沿って、次の施策体系を定めます。

計画の基本方針	現行施策	今後の検討施策
<p>ふるさとの緑を 保全・継承します</p> <p>- 緑を守る -</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立公園の指定</li> <li>・ 保安林の指定</li> <li>・ 地域森林計画対象民有林の指定</li> <li>・ 森林整備に係る事業</li> <li>・ 農用地区域の指定</li> <li>・ 農業基盤整備事業等</li> <li>・ 河川環境整備事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棚田の景観保全の促進</li> <li>・ ふれあいの森事業の推進</li> </ul>
<p>いきいきとした 市民活動を育む 緑を整備します</p> <p>- 緑をつくる -</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園等の整備</li> <li>・ ふるさと自然観察路の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未整備地区への都市公園の整備等</li> <li>・ 既設公園のリフレッシュ事業と公園里親制度の導入</li> <li>・ 身近な憩いの場の設置</li> <li>・ 健康の道の設定とトレッキングコースの活用</li> </ul>
<p>甲斐市の魅力を 高め、安全・快適 な生活を支える 緑を育てます</p> <p>- 緑を育てる -</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園等の管理</li> <li>・ 花と緑のまちづくり推進協議会による活動</li> <li>・ 文化財の指定</li> <li>・ 緑化基準に基づく緑化の誘導</li> <li>・ 緑化記念樹の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑化重点地区の設定と緑化の推進</li> <li>・ 緑化モデル地区の設定と緑化の誘導</li> <li>・ 公共施設の緑化の推進</li> <li>・ 緑地協定制度の活用による民有地の緑化誘導</li> <li>・ 花と緑のまちづくり事業の拡充</li> <li>・ 緑を保全する制度の導入</li> </ul>
<p>市民・企業・行政 の協働による緑 のまちづくりの しくみを整えます</p> <p>- 緑を結ぶ -</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生け垣・花壇の設置補助</li> <li>・ 生け垣、花壇等コンクール</li> <li>・ 緑化推進ボランティア団体の育成</li> <li>・ 花と緑のまちづくり推進協議会の活動</li> <li>・ クラインガルテンの管理運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の調査の推進</li> <li>・ 緑の活動の体制づくり</li> <li>・ 緑の情報提供、緑化相談の充実</li> <li>・ 緑化啓発活動の展開</li> </ul>

## 5 - 2 検討施策の内容

### ふるさとの緑を保全・継承します

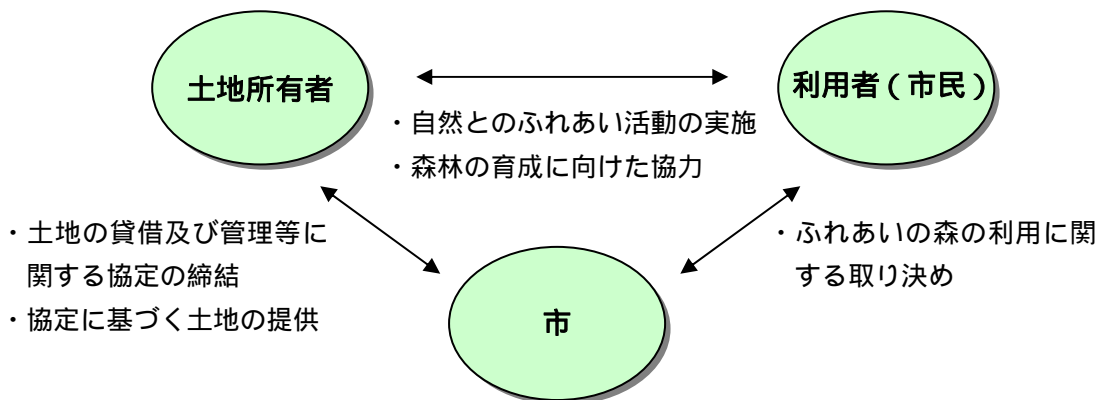
- 緑を守る -

国立公園・保安林・地域森林計画対象民有林・農用地域など、森林・農地の保全に係る制度の指定や森林整備・農業基盤整備・河川環境整備に係る事業を継続するとともに、市民との連携・協働による森林の活用や棚田の景観保全に取り組みます。

施 策	<b>棚田の景観保全の促進</b>	
内 容	ふるさとの風景をつくる棚田の維持は、農家のみでの対応に限界があることから、農家と市民が連携・協働して保全していく必要があります。 亀沢で市民団体による棚田の再生活動が行われていることから、そうした活動での意見などを参考にしながら、情報の収集・発信を行って活動の発展を図ります。	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	・豊かな自然環境と都市の便利さが共存するまちづくり ・市民との協働・共創が進むまちづくり	99頁 105頁

施 策	<b>ふれあいの森事業の推進</b>	
内 容	森林の一部を活用し、自然とのふれあいを楽しみながら森林育成活動に参加する、「ふれあいの森事業」に取り組みます。 今後、事業の推進に向けた候補地調査、土地の使用等に関する取り決め、関係主体の役割分担、土地所有者・市民等への呼びかけ、環境教育との連携などについて検討します。	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	・豊かな自然環境と都市の便利さが共存するまちづくり ・市民との協働・共創が進むまちづくり	99頁 105頁

### ふれあいの森事業の仕組み



いきいきとした市民活動を育む緑を整備します

- 緑をつくる

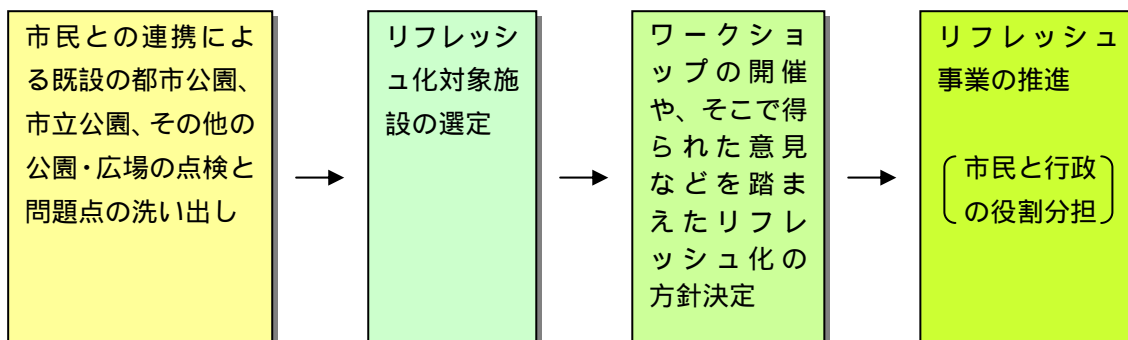
都市公園、市立公園、その他の公園・広場の整備及び管理事業の継続・充実を図るとともに、施設利用の活性化に向けた施設内容の見直しや、市民による自主的な施設管理の拡大、民有地の活用による憩いの場づくり、市民の健康増進につながる施設の設定などに取り組みます。

施 策	<b>未整備地区への都市公園の整備等</b>	
内 容	<p>既設公園の配置状況や今後の人口動向を勘案しつつ、公園未整備地区への都市公園の整備を検討します。</p> <p>現在、公園整備を進めている（仮称）志麻の里公園の早期開園に取り組みます。</p> <p>また、既設の市立公園等に対する、都市公園への位置づけを図ります。</p>	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潤いのある水と緑に囲まれたまちづくり 95頁</li> <li>・まさかの不安が少ないまちづくり 92頁</li> </ul>	

施 策	<b>既設公園のリフレッシュ事業と公園里親制度の導入</b>	
内 容	<p>身近な公園・広場が、市民の快適な暮らしやレクリエーション活動に、より幅広く貢献できるよう、市民と連携しながら、必要に応じて、施設の点検や見直し、バリアフリー化などのリフレッシュ事業に取り組みます。</p> <p>また、身近な公園・広場の清掃活動などは、現在、地元自治会が母体となっておりますが、管理レベルに差が見られることや、参加者の高齢化が見込まれることなどから、今後は、地域住民やグループなどの幅広い市民が連携して担う公園里親制度<sup>*25</sup>の導入を検討します。</p>	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潤いのある水と緑に囲まれたまちづくり 95頁</li> <li>・市民との協働が育むまちづくり 105頁</li> </ul>	

注)平成18年6月に、高齢者・障害者を含む誰もが移動しやすいまちづくりを目的とする新バリアフリー法（高齢者障害者移動円滑化促進法）が制定され、公園も整備の対象に加えられました。バリアフリーとは、障害を取り除くことを意味する言葉です。

既設公園のリフレッシュ事業の手順

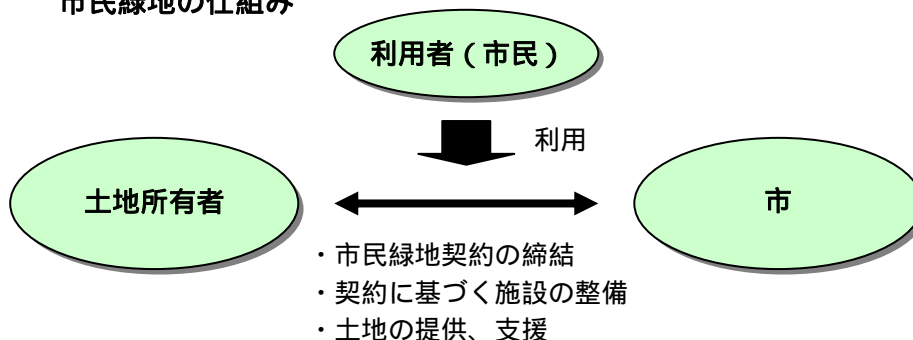


里親制度による公園・広場の管理のイメージ

項目	内容
参加者	自治会などの地域コミュニティ団体に限らず、学校、企業、個人、家族、グループ、役所、商店会など、希望する団体・個人の誰もが参加できます。
活動場所	身近にある小規模な公園・広場を対象としていますが、将来的には道路・河川などへの拡大も考えられます。
活動内容	清掃、除草、花壇、植栽の世話、見回りなどが考えられます。
活動の特徴	誰もが、できるときに参加できるという参加のしやすさがあります。
支援	褒賞金等の金銭的支援はありません。用具・機材の提供、貸与等が考えられます。

施策	身近な憩いの場の設置	
内容	土地所有者の理解を得て、花の名所、社寺林、遊休地、ため池などの緑を活かした、身近で自然に親しめる憩いの場の設置を検討します。 特に、ため池などの水辺地については、市民が水に親しむ場としての利用を検討します。 また、身近な憩いの場の設置に際しては、市民緑地 <sup>*26</sup> 制度などの活用を図ります。	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	・潤いのある水と緑に囲まれたまちづくり 95頁	

市民緑地の仕組み



用語の解説

\*26 市民緑地 ( P114)

市民緑地制度の概要

項 目	内 容
制度の趣旨	市民緑地とは、都市緑地法に基づく緑地の保全活用制度で、土地所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地を公開することによって、市民に利用できる緑地を提供する制度です。
対 象	都市計画区域内の 300 m <sup>2</sup> 以上の土地が対象になります。
契 約 期 間	契約期間は 5 年以上です。
契 約 の 内 容	契約では、市民緑地の対象となる土地の区域、施設整備、管理の方法、管理期間、契約に違反した場合の措置などについて定めます。
施 設 整 備	市は契約に基づき、必要に応じて、緑地の保全や市民の利用のための緑化施設（植栽・花壇・園路等）を整備することができます。
優 遇 措 置	土地所有者は、市が緑地の管理を行うことで管理の負担が軽減されるほか、相続税の評価減、固定資産税及び都市計画税の非課税などの優遇措置が受けられます。

施 策	健康の道の設定とトレッキングコースの活用	
内 容	<p>歩道を持つ道路や河川沿いなどを利活用し、市民の健康増進に役立ち、散策・サイクリングなどが楽しめる「健康の道」の設定に取り組みます。</p> <p>健康の道は、安全性の高い避難路としても機能するように、街路樹の適正管理に加え、沿道の生け垣化などを誘導します。</p> <p>北部の森林地域を巡る、ふるさと自然観察路やトレッキングコースについては、適正な維持管理を行うとともに、自然を活かした「健康の道」としての活用を検討します。</p>	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・だれもが利用しやすい「やさしい道」があるまちづくり 64 頁</li> <li>・健康的に暮らしていけるまちづくり 80 頁</li> <li>・まさか（大規模災害や事件・事故など）の不安が少ないまちづくり 92 頁</li> </ul>	



街路樹や花壇の設置された道路

甲斐市の魅力を高め、安全・快適な生活を支える緑を育てます

- 緑を育てる -

市の魅力を高めるため、花と緑のまちづくり事業・文化財の指定・緑化基準に基づく緑化誘導を行ってまいりましたが、さらに発展させた形での公共施設の緑化や、市民の自主的な緑化活動の支援、市民・企業との協働による緑化の推進、緑を保全する制度の導入などに取り組みます。特に、市の顔となる場所については、緑化重点地区を設定し、積極的な緑化に取り組みます。

また、避難場所に指定されている公共施設については、防災機能を向上させ、市民の安全性を高めることに努めます。

施 策	緑化重点地区の設定と緑化の推進	
内 容	<p>緑の計画方針で「花と緑の拠点」に示した竜王・敷島・双葉庁舎周辺及び竜王駅周辺を中心とする市街地エリアを、緑化重点地区と定め、積極的な緑化に取り組みます。</p> <p>緑化重点地区では、花と緑の拠点となる公共施設の積極的な緑化を推進するとともに、民有地については、生け垣・花壇補助事業の活用や、後述する緑化モデル地区の設定、緑地協定<sup>*27</sup>の締結などによる緑化誘導を図ります。</p>	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しく風格のある街並に彩られたまちづくり 58頁</li> <li>・潤いのある水と緑に囲まれたまちづくり 95頁</li> </ul>	

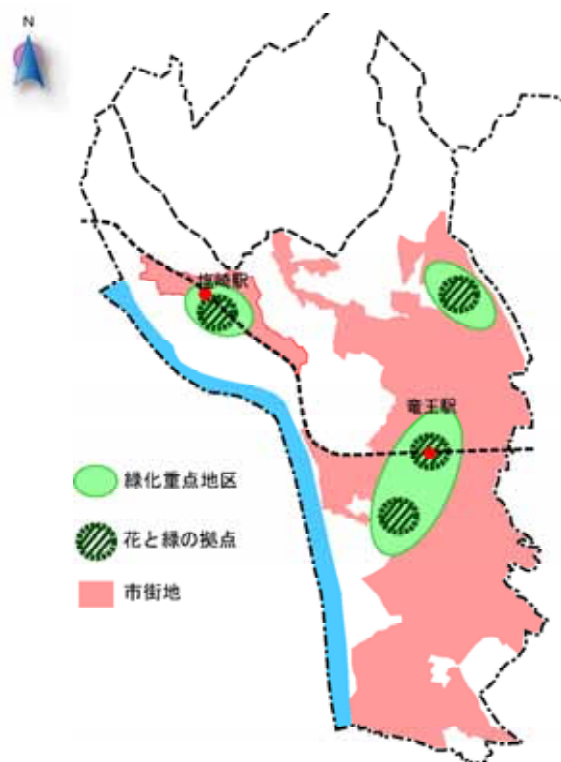


図 5-1 緑化重点地区の位置

用語の解説

\*27 緑地協定 ( P116)



施 策	<b>緑化モデル地区の設定と緑化の誘導</b>	
内 容	市民・企業の協力を得ながら、花と緑あふれるまちなみを形成するため、「ガーデンシティ・甲斐」のモデルとなる民有地の設定を検討します。 このモデル地区は、緑化重点地区内や市民及び企業が緑化活動に積極的に取り組んでいる地区などを中心に設定します。	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しく風格のある街並に彩られたまちづくり 58頁</li> <li>・潤いのある水と緑に囲まれたまちづくり 95頁</li> </ul>	

施 策	<b>公共施設の緑化の推進</b>	
内 容	市街地及びその周辺部に位置する教育施設・福祉施設・スポーツ施設・文化施設などの公共施設について、緑化基準を踏まえた緑化指針を設定し、各施設の特性に合わせた緑の創出を図ります。 特に、避難場所に指定されている学校や公共施設等の施設については、防災機能の向上に配慮した緑化を図ります。 また、公共施設及び道路の緑化に際しては、市民・企業との協働による「花と緑のまちづくり事業」を推進し、安らぎと潤いの感じられる緑化空間と、災害時に避難路として機能する空間の創出を図ります。	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しく風格のある街並に彩られたまちづくり 58頁</li> <li>・潤いのある水と緑に囲まれたまちづくり 95頁</li> <li>・まさかの不安が少ないまちづくり 92頁</li> </ul>	

施 策	<b>緑地協定制度の活用による民有地の緑化誘導</b>	
内 容	緑と調和したまちなみ景観の形成に向けて、市街地内に一定のまとまりを持つ民有地を対象に、都市緑地法に基づく緑地協定制度の締結促進を図ります。	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しく風格のある街並に彩られたまちづくり 58頁</li> <li>・潤いのある水と緑に囲まれたまちづくり 95頁</li> </ul>	

### 緑地協定制度の概要

項 目	内 容
制度の趣旨	緑地協定は、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する、都市緑地法に基づく制度です。
協定の内容	緑地協定では、目的となる土地の区域、保全又は植栽する樹木等の種類や場所・設置する垣又は柵の構造・その他緑化に関する事項のうち必要なもの、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置などについて定めます。
効 果	協定の締結に伴う優遇措置はありませんが、関係者が話し合い、まちぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観のレベルが高まります。

施 策	<b>花と緑のまちづくり事業の拡充</b>	
内 容	<p>「ガーデンシティ・甲斐」の実現に向けて、個人が行う家庭の庭などのガーデニングのほか、市民・企業と連携して、公共施設及び道路などへの樹木植栽や花壇設置を積極的に推進します。</p> <p>また、市民が、それぞれの記念に合わせて自主的に樹木を植栽するように誘導するとともに、植栽樹種や植栽場所等を検討します。</p>	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しく風格のある街並に彩られたまちづくり 58頁</li> <li>・潤いのある水と緑に囲まれたまちづくり 95頁</li> </ul>	



花と緑のまちづくり推進協議会で管理している花壇

施 策	<b>緑を保全する制度の導入</b>	
内 容	<p>花の名所、水辺地、ホタルの生息地など、市の魅力を高める緑を計画的に保全するため、市の条例や要綱などに基づく緑地保全制度の創設を検討します。</p> <p>なお、文化財の対象にならない樹林・巨木・名木・サクラや花の名所・ホタル保全活動場所などを「地域の木・地域の花・地域の自然」として指定し保存することや、甲斐の緑 100 選などでPRしていくことなどを検討します。</p>	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潤いのある水と緑に囲まれたまちづくり 95頁</li> <li>・新たな郷土愛を育み一体感が実感できるまちづくり 108頁</li> </ul>	



荒川沿いの桜



ホタルの生息地

市民・企業・行政の協働による緑のまちづくりのしくみを整えます

- 緑を結ぶ -

市民・企業との協働による緑のまちづくりは、これまで実施してきた花と緑のまちづくり推進協議会による活動や、生け垣・花壇設置等への補助、緑化記念樹の交付などに加え、「ガーデンシティ・甲斐」の実現に向けて、緑の調査、緑化活動の体制づくり、情報提供などによる市民・企業の緑化活動への支援、市民参加のきっかけづくりなどに取り組めます。

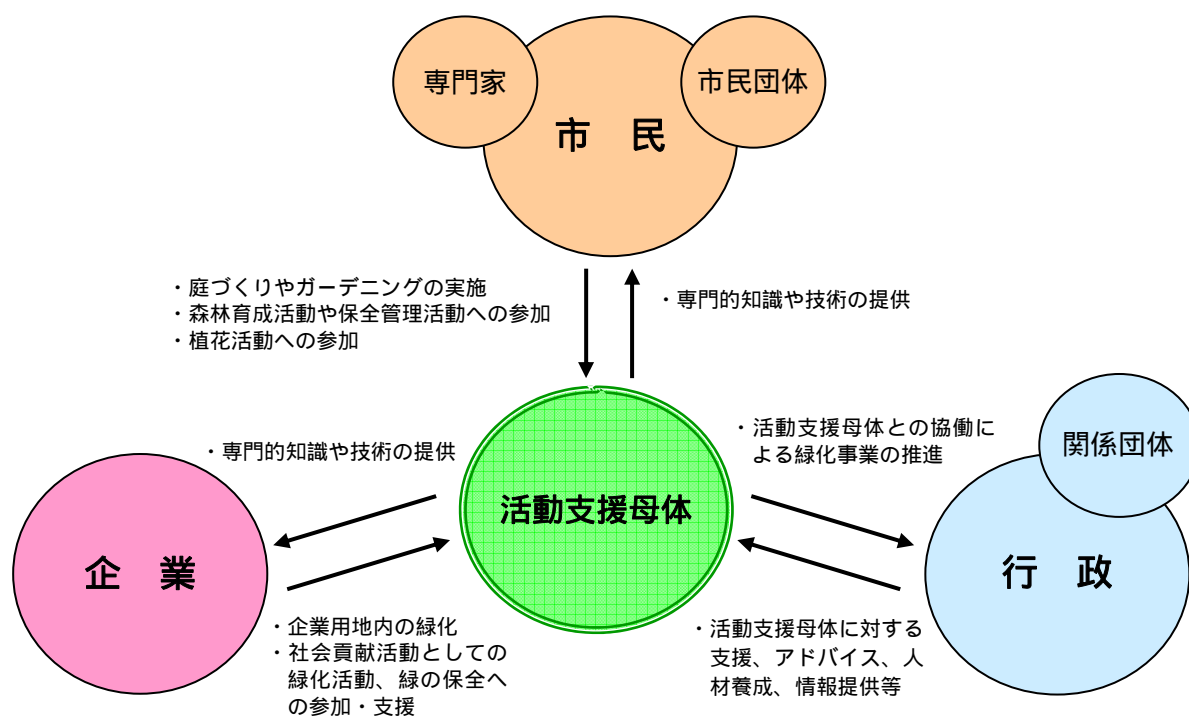
施 策	緑の調査の推進	
内 容	<p>市内には、多くの緑が分布しており、公表されている調査データや、ワークショップで発掘されたもの以外にも、多くの緑が埋もれていることが考えられます。また、緑化が望ましい場所についても、十分な把握ができていない状況にあります。</p> <p>「ガーデンシティ・甲斐」の実現に向けて、基礎となる緑の分布や緑化可能地などを把握するための調査に取り組めます。</p>	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<p>・美しく風格のある街並みに彩られたまちづくり 58頁</p>	



上空からみる市街地の緑

施 策	<b>緑の活動の体制づくり</b>	
内 容	<p>本市には、自治会連合会・社会福祉協議会・商工会・長寿会など 49 の団体で構成される「甲斐市花と緑のまちづくり推進協議会」が、市街地内での植花活動などを行っています。</p> <p>しかしながら、森林の育成管理や保安全管理などへの関わりはなく、また、参加者同士の交流や緑の情報の共有化などが、十分でない状況が見られることから、現在の組織を土台として、より多くの市民・企業・専門家などが参画して「ガーデンシティ・甲斐」の実現に向けた活動ができるよう、緑の活動を支援する母体づくりに取り組みます。</p> <p>今後は、「甲斐市花と緑のまちづくり推進協議会」の新たな体制づくりや活動内容、参加者と市の役割分担などについて、幅広い協議を重ねます。</p>	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<p>・市民との協働・共創が進むまちづくり 105頁</p>	

### 活動体制のしくみと役割



施 策	<b>緑の情報提供、緑化相談の充実</b>	
内 容	<p>花や紅葉などの季節の情報や、市民・企業の活動状況、緑化施策内容などの情報について、市広報やホームページなどを通して、幅広く提供することに取り組みます。</p> <p>また、緑化相談窓口の充実を図るとともに、出張緑化相談や意見交換会など、市民・企業の活動支援を検討します。</p> <p>緑化重点地区内では、生け垣・花壇設置補助事業の活用や、緑地協定の締結などを誘導します。</p>	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しく風格のある街並みに彩られたまちづくり 58頁</li> <li>・市民との協働・共創が進むまちづくり 105頁</li> </ul>	



生け垣・花壇等コンクール

### 生け垣・花壇補助制度の概要

住宅や事業所の公道に面した部分に、補助要件に該当する「生け垣」「花壇」を新設する場合、費用の一部を補助する制度です。

苗木や支柱の購入費、花壇の施工費や花苗代のほか、ブロック塀等から生け垣などにつくりかえる場合、取り壊し費用も補助対象となります。

区 分	補助基本額（補助単価）	補助率	補助金限度額	
生 け 垣	樹木の購入経費	生け垣の延長×9,500円/m	2/3	190,000円
	支柱の購入経費	生け垣の延長×2,250円/m	2/3	45,000円
	樹木の移植経費	生け垣の延長×3,000円/m	-	-
花 壇	花壇の設置経費	花壇の延長 ×9,000円/m	2/3	180,000円
	苗や種の購入経費	花壇の面積 × 500円/m <sup>2</sup>	2/3	10,000円
生け垣・花壇の設置のためブロック塀等の取り壊す場合	ブロック塀等の面積×9,000円/m <sup>2</sup>	2/3	180,000円	

注) 補助の基準や補助金交付の申請等については、参考資料の111～113頁をご覧ください。

施 策	<b>緑化啓発活動の展開</b>	
内 容	<p>緑を守り・つくり・育て、次世代へ結んでいくためには、市民一人ひとりの緑化意識の高揚を図り、継続した緑化活動が必要となります。</p> <p>より多くの市民が、花と緑のまちづくりへ参画するきっかけづくりや、緑化意識の高揚に向けて、継続的な啓発活動に取り組みます。</p> <p>また、地域の緑化リーダーの育成や、子どもたちが自然と親しむ環境教育などに積極的に取り組みます。</p>	
現況及び目標	短期	中長期
総合計画との対応	<p>・市民との協働・共創が進むまちづくり 105頁</p>	



保育園や学校での植花活動



植花活動の様子

見頃になった花壇